

豊島区地域防災計画

【本 編】

令和 7 年修正

豊島区防災会議

目 次

用語例・用語集

第1部 総則	1
第1章 計画の方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格と構成	1
第3節 計画の修正	2
第4節 他の法令に基づく計画との関係	2
第5節 計画の習熟	2
第2章 区の概況	3
第1節 位置・地勢	3
第2節 人口	3
第3節 生活環境	4
第3章 計画の前提条件	5
第1節 首都直下地震等による東京の被害想定	5
第2節 地域危険度	9
第3節 複合災害への対応	10
第4章 減災目標	12
第1節 減災目標の設定	12
第2節 減災目標の達成のための主な対策	13
第5章 発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ	14
第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）	16
第1章 行政機関、区民及び事業者等の基本的責務	16
第1節 基本理念及び基本的責務	16
第2節 区及び防災関係機関の役割	18
第2章 区民の地域の防災力向上	30
第1節 現在の到達状況	30
第2節 課題	31
第3節 対策の方向性	33
第4節 到達目標	34
第5節 具体的な取組【予防対策】	36

1 自助による区民の防災力向上	36
2 地域による共助の推進	39
3 マンション防災における自助・共助の構築	40
4 消防団の活動体制の充実	40
5 事業所による自助・共助の強化	41
6 ボランティア活動との連携	44
7 区民・行政・事業所等の連携	47
第6節 具体的な取組【応急対策】	49
1 自助による区民の防災力向上	49
2 地域による応急対策の実施	51
3 マンション防災における応急対策の実施	52
4 消防団による応急対策の実施	52
5 事業所による応急対策の実施	52
6 ボランティア活動への支援	53
第3章 安全な都市づくりの実現	55
第1節 現在の到達状況	55
第2節 課題	59
第3節 対策の方向性	61
第4節 到達目標	61
第5節 具体的な取組【予防対策】	63
1 安全に暮らせる都市づくり	63
2 建築物の耐震化及び安全対策の促進	68
3 液状化、長周期地震動対策の強化	73
4 出火、延焼等の防止	74
第6節 具体的な取組【応急対策】	81
1 消火・救助・救急活動	81
2 社会公共施設等の応急対策	81
3 急傾斜地等の応急対策	83
4 危険物等の応急措置による危険防止	83
第7節 具体的な取組【復旧対策】	90
1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	90
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	91
第1節 現在の到達状況	91
第2節 課題	91
第3節 対策の方向性	92
第4節 到達目標	93

第5節 具体的な取組【予防対策】	94
1 道路・橋梁	94
2 鉄道施設	97
3 河川	100
4 水道	100
5 下水道	101
6 電気・ガス・通信等	102
第6節 具体的な取組【応急対策】	106
1 道路・橋梁	106
2 鉄道施設	115
3 水道	118
4 下水道	121
5 電気・ガス・通信等	122
第7節 具体的な取組【復旧対策】	127
1 道路・橋梁	127
2 鉄道施設	127
3 河川	128
4 水道	129
5 下水道	129
6 電気・ガス・通信	130
第5章 広域的な視点からの応急対応力強化	134
第1節 現在の到達状況	134
第2節 課題	134
第3節 対策の方向性	135
第4節 到達目標	135
第5節 具体的な取組【予防対策】	136
1 初動対応体制の整備	137
2 業務継続体制の確保	140
3 消火・救助・救助活動体制の整備	141
4 広域連携体制の構築	142
5 応急活動拠点の整備	143
第6節 具体的な取組【応急対策】	146
1 区の応急活動態勢	146
2 消火・救助・救急活動	153
3 応援協力・派遣要請	158
第6章 情報通信の確保	163

第1節	現在の到達状況	163
第2節	課題	164
第3節	対策の方向性	164
第4節	到達目標	165
第5節	具体的な取組【予防対策】	166
1	情報通信連絡体制の整備	166
2	住民等への情報提供体制の整備	168
3	住民相互の情報連絡等の環境整備	168
第6節	具体的な取組【応急対策】	170
1	防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）	170
2	防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）	172
3	広報体制	176
4	広聴体制	181
第7章	医療救護・保健等対策	183
第1節	現在の到達状況	183
第2節	課題	184
第3節	対策の方向性	185
第4節	到達目標	186
第5節	具体的な取組【予防対策】	187
1	初動医療体制等の整備	187
2	医薬品・医療資器材の確保	193
3	医療施設の基盤整備	193
4	遺体の取扱い	194
第6節	具体的な取組【応急対策】	195
1	初動医療体制等	195
2	医薬品・医療資器材の供給	204
3	医療施設の確保	206
4	行方不明者の搜索、遺体の検視、検案、身元確認等	207
第7節	具体的な取組【復旧対策】	213
1	防疫体制の確立	213
2	火葬	215
第8章	帰宅困難者対策	219
第1節	現在の到達状況	219
第2節	課題	220
第3節	対策の方向性	221
第4節	到達目標	222

第5節 具体的な取組【予防対策】	224
1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底	224
2 帰宅困難者への情報通信体制整備	231
3 一時滞在施設の確保及び運営の支援	232
4 帰宅支援のための体制整備	234
第6節 具体的な取組【応急対策】	237
1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応	237
2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入	237
3 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供	240
4 事業所等における帰宅困難者対策	241
5 池袋駅周辺での混乱防止	243
6 集客施設及び駅等における利用者保護	245
第7節 具体的な取組【復旧対策】	249
1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進	249
2 徒歩帰宅者の支援	251
第9章 避難者対策	255
第1節 現在の到達状況	255
第2節 課題	256
第3節 対策の方向性	257
第4節 到達目標	257
第5節 具体的な取組【予防対策】	258
1 避難体制の整備	258
2 救援センターの指定	264
3 救援センターの管理運営体制の整備等	265
4 補助救援センター	267
5 福祉救援センター	267
6 車中泊	268
第6節 具体的な取組【応急対策】	270
1 避難誘導	270
2 救援センターの開設・運営	277
3 補助救援センター	281
4 福祉救援センター	282
5 車中泊	283
6 動物救護	284
7 ボランティアの受入れ	286
8 被災者の他地区への搬送	287

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進	289
第1節 現在の到達状況	289
第2節 課題	290
第3節 対策の方向性	290
第4節 到達目標	291
第5節 具体的な取組【予防対策】	293
1 食料及び生活必需品等の確保	293
2 飲料水及び生活用水の確保	296
3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	298
4 輸送体制の整備	299
5 輸送車両等の確保	299
6 燃料の確保	299
第6節 具体的な取組【応急対策】	300
1 備蓄物資の供給	300
2 飲料水の供給	303
3 物資の調達要請	306
4 支援物資の受入・配分	307
5 義援物資の取扱い	307
6 輸送車両等の確保	308
7 燃料の確保	308
第7節 具体的な取組【復旧対策】	310
1 多様なニーズへの対応	310
2 炊き出し	310
3 水の安全確保	311
4 生活用水の確保	312
5 物資の輸送	313
第11章 放射性物質対策	314
第1節 現在の到達状況	314
第2節 課題	314
第3節 対策の方向性	314
第4節 到達目標	315
第5節 具体的な取組【予防対策】	315
1 情報伝達体制の整備	315
2 区民への情報提供等	315
第6節 具体的な取組【応急対策】	316
1 情報連絡体制	316

2 区民への情報提供等	316
3 放射線等使用施設の応急措置	317
4 核燃料物質輸送車両等の応急対策	317
第7節 具体的な取組【復旧対策】	318
1 保健医療活動	318
2 放射性物質への対応	318
第12章 住民生活の早期再建	319
第1節 現在の到達状況	319
第2節 課題	320
第3節 対策の方向性	321
第4節 到達目標	322
第5節 具体的な取組【予防対策】	323
1 生活再建のための事前準備	323
2 トイレの確保及びし尿処理	324
3 ごみ処理	325
4 災害廃棄物処理	326
5 災害救助法等	326
6 応急教育	328
7 災害時の保育	330
第6節 具体的な取組【応急対策】	332
1 被災住宅の応急危険度判定	332
2 家屋被害状況調査等	333
3 罹災証明書の交付準備	334
4 義援金の募集・受付	335
5 災害用トイレの確保及びし尿処理	335
6 ごみ処理	338
7 災害廃棄物処理	339
8 災害救助法等の適用	341
9 激甚災害の指定	342
第7節 具体的な取組【復旧対策】	345
1 罹災証明書の交付	345
2 被災住宅の応急修理	345
3 応急仮設住宅等の供与	347
4 被災者の生活相談等の支援	350
5 義援金の募集・受付・配分	351
6 被災者の生活再建資金援助等	354

7 区税等の徴収猶予及び減免等	357
8 中小企業への融資	360
9 雇用・就業の確保	361
10 応急教育	362
11 応急保育	364
12 災害廃棄物処理の実施	364
13 災害救助法の運用等	365
第3部 災害復旧計画	371
第1章 震災復興本部の設置	371
第2章 復興計画	373
第4部 南海トラフ地震等事前対策	376
第1章 南海トラフ地震等防災対策	376
第1節 基本的な考え方	376
第2章 東海地震事前対策	376
第1節 基本的な考え方	376
第2節 気象庁からの情報の発表	377
第3節 区の活動体制	380
第5部 風水害編	381
第1章 風水害に関する概況	382
第1節 気象の概況	382
第2節 風水害の概況	382
第3節 河川の概況	383
第2章 水害予防対策	385
第1節 豪雨対策の方針	385
第2節 豪雨対策への取組み【河川整備】	386
第3節 豪雨対策への取組み【下水道整備】	386
第4節 豪雨対策への取組み【流域対策】	387
第5節 豪雨対策への取組み【家づくり・まちづくり対策】	388
第6節 豪雨対策への取組み【避難方策】	390
第7節 土砂災害に関するソフト対策	393

第8節 要配慮者利用施設の利用者の安全確保	395
第9節 豊島区洪水・土砂災害ハザードマップ	395
第3章 防災運動の推進【予防対策】	397
第1節 防災意識の啓発	397
1 各防災機関の広報内容	397
2 防災教育の充実	400
3 地域の防災行動力の向上	400
4 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進	400
第2節 防災訓練の充実	400
1 区の訓練	400
2 水防訓練	400
第4章 風水害初動態勢【応急対策】	401
第1節 タイムラインの適用	401
第2節 水防態勢	401
1 水防本部の設置基準	401
2 水防本部の組織	402
3 水防本部の態勢	403
4 水防本部の職務	403
5 水防本部設置時における総務部（防災危機管理課）の連携行動の基準	404
6 水防本部から災害対策本部への移行	405
7 水防本部の解散	405
第3節 災害対策本部	406
1 災害対策本部の設置	406
2 設置の通知及び区民等への周知	406
3 災害対策本部の組織	406
4 区防災会議の招集	406
5 災害対策本部の廃止	406
第4節 応援協力・派遣要請	406
第5章 情報の収集・伝達【応急・復旧対策】	408
第1節 情報連絡体制	408
第2節 災害予警報等の伝達	408
1 気象情報収集・伝達体制	408
2 気象注意報・警報・特別警報	409
3 都等との確実な情報の共有	411
4 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有	411
5 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有	412

6 気象情報の早期収集	413
第3節 避難情報	414
1 避難行動	414
2 警戒レベルを用いた防災情報の提供	415
3 避難指示等の発令基準等	417
第4節 区民に対する情報の伝達手段	417
第5節 被害状況等の報告体制	417
第6節 風水害時の広報	417
第6章 水防対策【応急・復旧対策】	419
第1節 水防情報	419
1 気象情報	419
2 洪水予報河川（都管理河川）	419
3 土砂災害警戒情報	421
第2節 水防機関の活動	422
1 水防機関としての活動	422
2 決壊時の措置	423
3 費用及び公用負担	423
第3節 河川及び内排水施設の応急措置及び復旧措置	425

用語例：本計画で使用する用語等について、次のとおり標記する。

①機関名等の標記

標記	機関等
区	豊島区
区本部	豊島区災害対策本部
災対各部	豊島区災害対策本部を構成する各部
都	東京都
都〇〇局	東京都〇〇局
東京労働局	厚生労働省東京労働局
関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局
東京管区气象台	気象庁東京管区气象台
日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
首都高速道路	首都高速道路株式会社
JR東日本	東日本旅客鉄道株式会社
NTT東日本	東日本電信電話株式会社
日本郵便	日本郵便株式会社
東京ガスグループ	東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社

標記	機関等
東京電力	東京電力パワーグリッド株式会社
東武鉄道	東武鉄道株式会社
西武鉄道	西武鉄道株式会社
東京地下鉄	東京地下鉄株式会社
トラック協会	一般社団法人東京都トラック協会豊島支部
医師会	公益社団法人豊島区医師会
歯科医師会	公益社団法人東京都豊島区歯科医師会
薬剤師会	公益社団法人豊島区薬剤師会
看護師会	一般社団法人豊島区看護師会
柔道整復師会	一般社団法人東京柔道整復師会豊島支部
獣医師会	公益社団法人東京都獣医師会豊島支部
豊島ケーブルネットワーク	豊島ケーブルネットワーク株式会社
東京ハイヤー・タクシー協会	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会
公衆浴場商業協同組合	東京都公衆浴場商業協同組合豊島支部

②法令・条例名等の標記

標記	機関等
区災害対策本部条例	豊島区災害対策本部条例(昭和38年7月18日条例第12号)
区災害対策本部条例施行規則	豊島区災害対策本部条例施行規則(平成2年規則第49号)
区災害対策本部運営要綱	豊島区災害対策本部運営要綱(平成8年4月1日区長決裁)
区災害対策本部運営要綱の実施に関する要領	豊島区災害対策本部運営要綱の実施に関する要領(平成8年4月1日総務部長決定)
防災対策基本条例	豊島区防災対策基本条例(平成25年3月25日条例第6号)
帰宅困難者対策条例	東京都帰宅困難者対策条例(平成24年3月30日条例第17号)

③特定の用語に含まれる範囲及び意味

標記	説明
震災	災害対策基本法第2条第1項に定める地震により生じる被害をいう。
風水害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮等の自然現象により生じる被害をいう。
地震時	地震による振動の開始から終了までをいう。
発災時	地震動により生じる初期の災害発生をいう。
震災時	地震により生じる被害の開始から終息までをいう。

【用語集】

【あ行】

○一時滞在施設

大規模地震等により公共交通機関が停止する等して発生した帰宅困難者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設のこと。区立及び都立施設の一部並びに協定締結した民間施設が対象となる。救命・救助活動が優先される発災から72時間(3日間)程度まで設置され、その間待機できるようにするために、食料、水、毛布、トイレ等の支援を実施する。

○延焼遮断帯

一般的には、河川、鉄道、道路、公園などの都市のインフラを軸として、ここに耐火建築物群、空き地などを保全、整備、建設、または誘導することにより、市街地火災を焼け止まらせるために計画的に構成された帯状の領域。

○応急危険度判定

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定。

○応急給水槽

地震等の災害時に備え、居住場所から概ね2kmの範囲内に、給水拠点(浄水場、給水所等)の無い空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。

【か行】

○外水氾濫

河川の水位が上昇し、護岸を越えるなど河川から水があふれ出ること。

○基幹災害拠点病院

地域災害拠点中核病院の役割のほか、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院への訓練・研修機能等を有する病院をいう。

○帰宅困難者

事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。

○帰宅支援対象道路

徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための、都県境を越えた徒歩帰宅ルート。都は、帰宅支援対象道路として 16 路線を指定している。

○救援センター(避難所)

災害により住宅が住めない状態となった場合、一定期間、避難生活をする場所。その他、情報連絡や給水・給食、医療救護など支援の拠点ともなる。区立小中学校等の 35 ヲ所を指定している。(東京都地域防災計画における「避難所」に相当する)

○緊急道路障害物除去路線

原則として上下各1車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線

○緊急通行車両

地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止または制限されるが、公安委員会等で確認を受け、優先して通行することができる緊急車両をいう。

○緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点(指定拠点)とを連絡し、または指定拠点を相互に連絡する道路。なお、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第7条に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した道路を特定緊急輸送道路と呼ぶ。

○激甚災害(激甚災害制度)

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

【さ行】

○災害時要援護者

要配慮者のうち、災害時において特に援護を要する者をいう。

○災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設。上記以外にもコンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等も同じ役割を担う。

○災害時給水ステーション(給水拠点)

災害時の断水に備え、都が飲料水を確保している浄水場、給水所等及び応急給水槽をいう。

○事業継続計画(BCP)

Business Continuity Plan の略。災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成。

○(道路)障害物除去

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。

【た行】

○地域災害拠点中核病院

東京都二次保健医療圏毎の代表病院として、所在する東京都二次保健医療圏内の情報連絡機能等を有する病院をいう。

○東京DMAT

東京 Disaster Medical Assistance Team の略。大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チーム。

○東京 DPAT

東京 Disaster Psychiatric Assistance Team の略。被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

○特定建築物

建築基準法(昭和25年法律第201号)における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)導入以前に建築された建築物のうち、多数の者が利用する一定規模以上の建築物、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物をいう。

○土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、都が指定する。この区域では、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。通称イエローゾーン。

○土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、区市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる区市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都と気象庁が共同で発表する。

○土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、都道府県が指定する。土砂災害警戒区域における危険の周知、警戒避難体制の整備に加え、この区域では特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。通称レッドゾーン。

○土砂災害防止法

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)。土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域において危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進するために制定された。

○土壌雨量指数

大雨による土砂災害の危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が土壌中にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。

【な行】

○内水氾濫

規模の大きな降雨が生じた場合や河川水位等の影響により、堤内地の雨水が十分に排水できなくなり、堤内地に氾濫が生じることをいう。

【は行】

○避難行動要支援者

要配慮者のうち、避難行動において特に支援を要する者をいう。

○避難場所

都が指定する大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。

○表面雨量指数

短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が地中にしみ込まずに、地表面にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。

○福祉救援センター(介護型)

特別な設備などがなければ避難生活が困難な避難行動要支援者等のうち、要介護度が重度の場合の救援センター。例えば、特別養護老人ホームなど。(東京都地域防災計画における「福祉避難所」に相当する)

○福祉救援センター(子育て支援・乳幼児対応型)

救援センターでは、生活が困難な乳幼児及び保護者のための救援センター。例えば、区立の保育園など。

○福祉救援センター(障害型)

特別な設備などがなければ避難生活が困難な避難行動要支援者等のうち、平常時から通所している障害者のための救援センター。例えば、心障センター、生活実習所、福祉作業所など。(東京都地域防災計画における「福祉避難所」に相当する)

○福祉室

救援センターの中で、和室や多目的室などの要配慮者を受け入れるスペース。

○補助救援センター

救援センターで避難者を収容しきれない場合に開設する補助的な救援センター。例えば、区民ひろば等の区有施設、幼稚園、都立高校、私立大学などの教育施設など。(東京都地域防災計画における「避難所」に相当する)

【ま行】

○マグニチュード

地震が発するエネルギーの大きさを表した指標値をいう。マグニチュードが1増えるとエネルギーはおよそ 32 倍になる。一般にM6以上では災害となることがある。M7クラスの直下型地震では、条件にもよるが大災害になる。

【や行】

○やさしい日本語

簡易な言葉を使う、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなをふるなど、外国人等にも分かるよう配慮した日本語のこと。

○要配慮者

災害時の避難行動、発災後の生活などの各段階において特に配慮を要する者をいう。

【ら行】

○流域雨量指数

河川の上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水害の危険度が高まるかを把握するための指標。降った雨が、地表面や地中を通して河川に流れだし、さらに河川に沿って流れ下る量を指数化したもの。